

新婚生活を応援します！

若狭町結婚新生活支援事業

若狭町では、より幸せな新生活が送れるよう、
新婚世帯を対象に新生活のスタートに必要な費用を支援します。



夫婦の少なくとも一方が **25歳以下** の場合は、さらに **10万円** 加算されます。

以下のすべてを満たす夫婦が対象となります。

- ① 当年3月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦ともに39歳以下
- ③ 新婚夫婦世帯の所得が500万円未満
※奨学金の返済を行っている場合には、世帯の所得から奨学金の年間返済額を控除
- ④ 補助対象となる住宅が町内にあり、かつ夫婦ともに当該住宅地に住民登録を有し、居住していること
- ⑤ 町内に5年以上継続して居住する意思があること
- ⑥ 町税等を滞納していないこと
- ⑦ 夫婦ともに福井県が主催する「**共家事講座**」を受講していること
※福井県では、新婚の時期から家庭のライフスタイルとして、夫婦や家族がともに家事を楽しむ「共家事（トモカジ）」の定着を図り、男女が共に家庭と仕事が両立できるよう、新婚世帯向けに「共家事」講座を開催しています。
※詳細は、福井県ホームページをご覧ください。



「共家事講座」
外部サイト

手続き方法は裏面をご確認ください。

対象経費

婚姻を機に住居を取得、リフォーム、賃借、引越しに要した

住宅取得費用	建物の購入費
リフォーム費用	建物の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費
住宅賃貸費用	賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
引越し費用	引越し業者または運送業者に支払う費用

申請方法

申請書兼実績報告書に次の必要書類を添付し、

必要書類

- ・ 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届け受理証明書
- ・ 住民票謄本
- ・ 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- ・ 申請者及び配偶者の納税証明書
- ・ 費用を支払ったことを証する書類（領収書等の写し）
- ・ 福井県が実施する共家事（トモカジ）講座の受講証明書の写し
- ・ 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書
- ・ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類 など



※申請書類の様式については、若狭町HPからダウンロードください。

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/mokuteki/6/2282.html>



若狭町HP

※申請を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

その他

- ・ 交付申請額が補助上限額に達しなかった場合、補助上限額から当該年度の交付申請額を差し引いた額を、その翌年度に申請することができます。
- ・ 事業の詳細や必要な手続きについては、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 若狭町役場 総合政策課

TEL : 0770-45-9112

Mail : seisaku@town.fukui-wakasa.lg.jp

